

八頭郡佐治村大字加茂字

カタマタ一二四〇、一二四一、一二四一の一、字大平一二四四の一、二三四六、一二四八、一二四九、一二四七、一二五一、字カラト一二五〇、字大平一二四五、字大塔三一二〇、字丸山三一二四の一、三一二四の二、字大真高三一二五の一から三一二五の四まで、三一二六、三一二七、三一二八の一、三一二八の二、字日津坂西二九七〇から二九七六まで、字福塔二五〇〇から二五〇五まで、字大塔三一一二から三一九まで、字神殿九五五から九七八まで、九八二より九八八まで、字恩谷頭一四二三、一四二三の二、字中尾三二五二から二二八〇まで、字蛇網坂二二八一から二二九〇まで、字蛇見坂尾三九一から二二九九まで、字サフレイ一三七五の一、二三七五の二、二三七六の二、字扶桑谷二九〇七、二九〇八、二九一二から二九三三四、字長背森二九三五、二九三五の一、二九三六から二九五一まで、字日津坂西二九五二から二九六九まで、字蛇見坂尾二三〇三、二三〇一、二三〇〇、大字余戸字桜谷七三一から七三四まで、七三六、七三六の一、七三六次三、七三六次五、一一〇四の一、一一〇四の二、七三六次四、七三六次六から七三六次一一まで、一〇九九から一〇三三まで、字山コモ杉一〇一三、一〇二九、一〇三〇の一、一〇三〇の一、一〇二四の五から一〇二四の八まで、一〇二四の一、一一〇二四の二、一〇二四の二、字大原一一七六の一、一一七六の四から一一七六の六まで、字大平ル一一七七、字待持一一七八、字三原谷一一七九の一、一一七九の二、字コフキ一一八〇、字大平東一一八二の二、字山七反一一一、大字尾際字尾谷一〇三の四、一〇三次一六、で、字山七反一一一、大字尾際字尾谷一〇三の四、一〇三次一六、

一〇三次一八、一〇三の六、一〇三の七、字フルハタケ七八八、七九、一、七九三、七八八の一、七八九、七九〇、七九二の一、七九二の二、七九二次二、七九二次四、七九五の一、七九六、七九七の一、八〇八次一、八〇八の一から八〇八の三まで、八〇八次二、八〇八次三、八〇九八〇八の四、八〇九、八〇九の一、八〇九の二、八〇九次三、八〇九次四、八一〇、八一〇の一、八一〇の六、八一〇次一、八一〇の二、八一〇次三、八一〇の五、八一〇次七、八一〇の八、七九八、七九九、八〇〇、八〇〇の一から八〇〇の三まで、八〇一、八〇一、八〇一、八〇一の二、八〇三、八〇三の二、八〇三の二、八〇三次二、八〇三の三、八〇五、八〇六、八〇六の一から八〇六の三まで、八〇七、八〇八、字南平一二一一の三、一二一一の五、一二一一の六、一二一一の七。

□ 指定の目的
水源のかん養

□ 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
 - (3) 間伐その他特別の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - (1) 「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて総覽に供する。
 - (2) 「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて総覽に供する。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて総覽に供する。)

五(1) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字中字奥山二八一内第一、二八一の二、二八一の(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

- (1) 「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて総覽に供する。
- (2) 「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて総覽に供する。

八頭郡佐治村大字尾際字名谷口八五一の一、八五一の二、字北平ル塙八三〇の二、八三〇次七、八三〇次八、八三〇の三、字松谷一九、三、字北平ル塙八三〇、字松谷一一九二、字松原一一九〇から一一一まで、字松谷一一九四、一一九一の一、一一九一、一一九〇、一一八九、字松下一一四六、一一四五、一一五四、一一四三、一一四二、一一四一内第二、字尾際谷平一〇六一から一〇六五まで、一〇六〇次一、一〇六〇、一〇六〇次二、一〇五九の一から一〇五九の三まで、字カキナル二七一、二七三、二七三次三、二七三次四、二六四次五、二七四次六、二七三、二七三の二、字尾際谷平一〇五八、字カキナル二六四次三、二六八次一、二六八の二、二六八、二六七、二六五の一、字尾際谷平一〇五五、字小田尾一一三八、一一三七、一一三六、二六五の一、字ナル二七六の一、二七六の二、二七六の五、二七六の六、二七六次

- 三(1) 保安林予定森林の所在場所
- 八頭郡佐治村大字中字奥山二八一内第一、二八一の二、二八一の(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - (1) 「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて総覽に供する。
 - (2) 「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて総覽に供する。
- 八頭郡佐治村大字柄原字上大サク三九〇の一、三九一の一、三九二から三九四まで、字下大サク三九五から三九八まで、字西向平四〇八から四一一まで
- 四(1) 保安林予定森林の所在場所
- 八頭郡佐治村大字柄原字上大サク三九〇の一、三九一の一、三九二から三九四まで、字下大サク三九五から三九八まで、字西向平四〇八から四一一まで
- 四(2) 指定の目的
- 1 立木の伐採の方法
- 2 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- 4 指定の目的
- 1 立木の伐採の方法
- 2 水源のかん養

六、二七七、二七七の一、二七五の一、二六〇の一、二六四、二六四の二、二六四の三、字本坂六次一、字本坂谷九六一から九六五まで、九七〇内第一、九七〇、九六九、九六八、九六七、九六六、字火打岩谷九七六から九七九まで、字曲淵平九八〇から九八三まで、九八五、九八四、字アセヒラ六三〇の二、大字高山字上へ谷九六五、字カタノツヤ平九七八、九九八の二、九七五内第一、字上へ谷九五九、九七三、字引尾一〇一六、一〇一八、字上へ谷九六〇から九六三まで、九六六から九七二まで、字カタノツヤ平九七五、九七六、九七六の一、九七七、九九九、九七七の一、九八一から九八三まで、九九〇、九九三、九九三の一、九九四内第一、九九二、九九五、九九六、九九八の三、一〇〇〇、九九八の一、一〇〇〇の一、一〇〇一、一〇〇二内第一、一〇〇一、一〇〇二、字カタノツヤ平九八〇の一、一〇〇二、字モチアグラ四三三次三四、字引尾一〇〇六、一〇〇七、一〇〇九、字モチアグラ四三三次三三、字引尾一〇〇八、字モチアグラ四三三次三一、四三三次三一、字引尾一〇〇三、一〇〇五、一〇〇五の一、字モチアグラ四三三次三四、字引尾一〇〇六、一〇〇七、一〇〇九、字モチアグラ四三三次三三、字引尾一〇〇八、字モチアグラ四三三次三一、四三三次三一、字引尾一〇〇三、一〇〇一〇、一〇〇一三、字ソウゲン一〇三五、一〇三六、一〇三八から一〇四〇まで、字大平一二九一の二から一九一の一三まで、一一九一の一八、一一九一の二、一一九一の三、字アヲフ谷一九二の一、字萩鳴一九三、字杉ノ沢一九四、字小屋場四二三の二、四二三の五、四二三の三、四二三の四、四二二の二、字大平一一九一の四から一一九一の一〇まで、一一九一の一四から一一九一の一七まで、一一九一の一九から一一九一の二七まで、字アヲフ谷一一九二の四から一一九二の六まで、一一九

二の八、一一九二の一〇から一一九二の一四まで、一一九二の九、字萩鳴一一九三の九、大字河本字長戸路八〇一、字棚バシ八〇二から八〇五まで、字ケホウハ〇九、字堂の平八一二、八一三、八一二内第一、字アラアラハ一七、八一九、字大ゾラハ二〇から八二二まで、字松谷八二三、八二四、八二四内第一、字コエン田八二五、八二六、字流田向七七一から七七六まで、七七八から七八二まで、字ハウジ谷八一六、字狐ケ尾六四二、六四四の一、六四四の二、六四四、字奥右衛三一〇、三一〇次一、六二〇、字鳳谷三七一、三七二の一、三七一、字ヤナイサコ三五九、三五九の一、三六〇次二、三六一、三六一の二、三六一の二、三六三、三六三の二、大字春谷字切石六五四、六五五、六五七、六五六の一、六五六、字太段の上七九八の一、七九八の二、七九九の一、七九九の二、字船谷平八〇五、八〇一、八〇〇の一、八〇〇の二、字大谷平八〇二の一、八〇二の二、八〇三の一、八〇三の二、八〇四の一、八〇四の二、大字畠字ヤキヨウ大谷平四一五、四一四、四〇九から四一一まで、四一三、四一三次二、字ヤキヨ尾五二五、字仲ノ谷シンゴウ平三九九、四〇一の一、四〇二、字後口山平五二一、字谷尻五二二、大字津野字狼鳴六四六次一、字中尾平六八三、六八五から六八七まで、六九八、字東大平七〇二、字中尾平六八八、六九一、六九三、六九二、六九四次一、六九四、六九五、字馬場尻六九四次二、字東大平六九九次一、七〇〇、七〇五、七〇一、七〇三、七〇七、七〇九次一、七一〇、七一二、字大段の土へ七一、字東大平七二三、七二四、七二五の二、七一九、七二〇、七二三の二、七〇六、字大段の上七二四から七二六まで、七二六次一、

七二七、七二八、七二九の一、七二九の二、七三〇、七三一、七三三から七三五まで、字大清水八三の三から八三の九まで、大字津無字淹谷日平八五〇、字淹谷奥八五一の一から八五一の三まで、字淹谷影平ラ八五二、大字福園字木合谷東平古麗敷三〇三、字木合谷留淹谷三〇二、字木合谷大茅野三〇〇、二九九、字木合谷東平二四一から二四三まで、三四五、字木合谷西平二四六、字庭林二四〇、字木合谷奥東平三〇四、字木合谷東平二四四

(1) 指定の目的

(2) 水源のかん養

(3) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十二号
次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年 月 日

四四、九四四の一から九四四の四まで、九四五、九四六、九四六の一、九四七、字猿小屋九四八、九四九、九四九の一から九四九の五まで、九五〇から九五五まで、九五六の一から九五六の四まで、九五七、九五八の一、九五八の二、字木地小屋九五九から九六三まで、九六三の一、九六四、字倉内九六五から九六八まで、字横路平九六九から九七五まで、字横谷九七六から九九二まで、九九四から九九六まで、字汁兼九九七の一、九九七の二、九九八、一〇〇三から一〇〇九まで、一〇一三から一〇一七まで、字折橋上ミ一〇一九、一〇一九の一、一〇一九の二、一〇一〇

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字毛谷字スマケ途三七七、三七八、三八〇、三七

九、三八一、三八二、三八三の一から三八三の三まで、三八四から三九〇まで、字流ノ谷三九二、三九三、三九三次一、三九四から四〇〇まで、四〇一内第二、四〇一内第三、三九四次一、四〇一、四〇二、

大字篠坂字水無奥五〇九、字乳尾奥五一二の一、五一四、五一五、字乳尾口五一六、大字南方字武藏岩一六八六、一六八八の一から一六八八の三まで、一六九〇、一六九一、字家之奥一五九六、字風穴一四八四、一四九五、一四九七、字大原陰一五四一、字後谷奥一四六二の一、一四六三、一四六四、一四六五、字大谷一四九八

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をできる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町

大字種見字奥山八四二の一、八四二の五、大字埴師字大岩山一二五七、

(二) 指定の目的
水源のかん養
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 指定の目的
水源のかん養

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 指定の目的
水源のかん養

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

二の一、九五三、九五四の一から九五四の三まで、九五五、九五六の
一、九五六の二、九五七の一、九五七の二、九五八、九五九、九六二
から九六八まで、九六九の一、九六九の二、九六九の四、九六九の
五、九六九の一三から九六九の一六まで、九七〇、九七一、九七三の
一、九七三の二、九七四から九七七まで、字奥若浪九七九、九八一、
九八二の一、九八二の二、九八三、九八四の三から九八四の一〇ま
で、九八〇、九八四の一から九八四の一四まで、九八四の一六、九
八四の一九から九八四の二四まで、九八四の二八から九八四の三一ま
で、九八四の三七から九八四の五三まで、九八五、九八六、九八七の
一から九八七の二三まで、九八七の二八から九八七の五七まで、九八
七の六〇から九八七の六六まで、九八七の六九から九八七の七七ま
で、九八七の七九から九八七の八五まで、九八七の八八から九八七の
九二まで、九八七の九四、九八七の九六、九八七の九七、九八七の九
七の一二四から九八七の一二八まで、九八七の一三〇、九八七の一三
四から九八七の一七〇まで、九八七の一七二、九八七の一七三、九九
の一から九九一の一五まで、九九一の一七、九九一の一八、九九一

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び若
桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

二(一) 保安林予定森林の所在場所

(第三種郵便物認可) 昭和41年8月11日 木曜日 烏取県公報 (号外) 第44号 12

三三〇から一三三三まで、字材木谷一三三四から一三三六まで、一三
三六の一、一三三七、一三三七の一、一三三八、一三三八の一、一三
三九の二から一三三九の九まで、字新佐エ門小屋一三四〇、一三
一、一三四三、一三四五、一三四五の一、一三四五の二、一三四六、
一三四七、一三四八次一、一三四八次二、一三四八の三から一三四八
の一〇まで、字本谷東平一三五〇、一三五〇の一、一三五〇次一、一
三五〇、一三五一の一、一三五一の二、一三五一次一、一三五二、一
三五二次一から一三五二次四まで、一三五三、一三五三次一、一三五
四の一から一三五四の六まで、字立野一三七九、一三八一、一三八
二、字大横山一二一四から一二一七まで、一二一九、一二一九内第
一、一二三八、一二三九、字立野一三七三から一三七八まで、字一ノ
滝一三五六から一三五九まで、一三六三、一三六四、一三六九から一
三七二まで、一三六八、字越道山一二五四、一二五五、一二五六の
一、字越道七四七、七四七の一、七四七次九、七四七の二、七四七の
三、七四七の五、七四七の六、七四七次七、七四八、七四八の一、七
四八の二、七四八次四、七四九の一、七四九の二、七四九、七四九次
一、字越道七四七、七四七の一、七四七次九、七四七の二、七四七の
三、七五〇、七五〇次一、七五一、字一ノ滝一三五五、一三六〇から
一三六二まで、一三六五、字大横山一二一八、大字郷原字小火打山二
九八から三二三まで、大字市瀬字坂ノ谷三六一九の二六、三六一九の
二七、大字西野字金山東平一二七六

1

指定施業要件

法

三三〇から一三三三まで、字材木谷一三三四から一三三六まで、一三
三六の一、一三三七、一三三七の一、一三三八、一三三八の一、一三
三九の二から一三三九の九まで、字新佐エ門小屋一三四〇、一三
一、一三四三、一三四五、一三四五の一、一三四五の二、一三四六、
一三四七、一三四八次一、一三四八次二、一三四八の三から一三四八
の一〇まで、字本谷東平一三五〇、一三五〇の一、一三五〇次一、一
三五〇、一三五一の一、一三五一の二、一三五一次一、一三五二、一
三五二次一から一三五二次四まで、一三五三、一三五三次一、一三五
四の一から一三五四の六まで、字立野一三七九、一三八一、一三八
二、字大横山一二一四から一二一七まで、一二一九、一二一九内第
一、一二三八、一二三九、字立野一三七三から一三七八まで、字一ノ
滝一三五六から一三五九まで、一三六三、一三六四、一三六九から一
三七二まで、一三六八、字越道山一二五四、一二五五、一二五六の
一、字越道七四七、七四七の一、七四七次九、七四七の二、七四七の
三、七四七の五、七四七の六、七四七次七、七四八、七四八の一、七
四八の二、七四八次四、七四九の一、七四九の二、七四九、七四九次
一、字越道七四七、七四七の一、七四七次九、七四七の二、七四七の
三、七五〇、七五〇次一、七五一、字一ノ滝一三五五、一三六〇から
一三六二まで、一三六五、字大横山一二一八、大字郷原字小火打山二
九八から三二三まで、大字市瀬字坂ノ谷三六一九の二六、三六一九の
二七、大字西野字金山東平一二七六

1

(2) 主伐とし
で定める標

1

(2) 主伐とし
で定める標

字若浪九九二から九九六まで、九九七の一、九九七の七、九九七の八、九九七の一〇、九九七の一、九九七の三から九九七の一五まで、九九七の一七から九九七の二四まで、九九八、九九九、字剪若浪八、九八二の一、九八二の二、九八四の一五、九八四の一七、九八四の一八、九八四の二五から九八四の二七まで、九八四の三一から九八四の三六まで、九八七の二三から九八七の二七まで、九八七の五八、九八七の五九、九八七の七八、九八七の九三、九八七の九五、九八七の九八、九八七の一二〇、九八七の一二三、九八七の一二九、九八七の一三一から九八七の一三三まで、九八七の一七四、九九〇、九九一の一六、九九一の一九、九九一の三一、九九七の二、九九七の三、九九七の六、九九七の九、九九七の二二、九九七の一六、大字小船字奥田六〇五、六〇五の一、六〇五の三、六〇五次三から六〇五次五まで、六〇六の一、六〇六の九、六〇六の一〇、六〇六の一二から六〇六の一四まで、六〇六次七、六〇六の八、六一〇次一、字奥クソキ七四八の二、七四七の六、七五二の二、七六四の二、七六六の一、字高山九六二、九六四、九六五、九六五の一、九六六、九六七の一、九六七の二、九六八、九七〇、九七一、九七二の二、九七二の三、九七三、字イラ原九七五から九七七まで、九七八の一、九七八の三から九七八の六まで、九七九、九八〇、字鷺土九五九の一から九五九の三まで、九五七、九五八、字カン町九九六、九九七、九九八の一、九九八の二、九九九の七、九九九の八、九九九の一〇、九九九の一、一〇〇〇、一〇〇一、一〇〇一、字大澤之谷一〇二六の一から一〇二六の七まで、一〇二六の一三、一〇二七の三から一〇二七の大まで、一〇二七

で、一三六六の二九から一三六六の四一まで、一三六六の四九、字外ノ岡一三四四、一三四五の四、一三四五の五、一三四五の一〇から一三四五の一一まで、一三四七の一、一三四七の五、一三四七の六、一三四七の一九から一三四七の三六まで、一三四七の三八、一三四七の三九、一三四七の四一から一三四七の四五まで、一三四七の四八から一三四七の五六まで、一三四七の五八から一三四七の六一まで、一三四七の七一、一三四七の七三、一三四七の七七から一三四七の七九まで、一三四七の八三から一三四七の八五まで、一三四七の八七、一三四八から一三五〇まで、一三五四、一三五五の一から一三五五の三ま
で、一三五六

三十一 保安林予定森林の所在場所

ハ東群末松昭二郎鳳子

四 指定施業要件

11) 主要な機器の構成

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次る。

「アーヴィングの死後、彼の死因として、心臓病によるものとされ、死後は、彼の死因を心臓病とする説が、多くの学者によって支持されるに至った。」

田代・柴田林・三森林の行王陽正

（一）保安林予定森林の所在場所
八頭郡若桜町大字吉川字ヒレジ折橋 一二七七の六から一二七七の二
町役場に備え置いて総覽に供する。）

一〇まで、一一七七の一一五から一二七七の三七まで、字上山通り一五七の五一から一一五七の五五まで、字小山谷一一八五の五、一一八五の六、一一八五の二〇、字ジャ谷ヨリウエ山マテ一〇三六の四なら一

〇三六の一三まで、一〇三六の一五、一〇三六の一大、字長野山一一
七三の八から一一七三の一七まで、字小山谷一一八七の一なら一一八
七の五六まで、字ヒレジ折橋一一七七の三八、一一七七の四九から一
一七七の七六まで、一一七七の八〇から一一七七の八七まで、一一七
七の八九、一一七七の一一〇、一一七七の一一一、一一七七の一一
三、一一七七の一三〇、卦上云煙り一五七の一九、一一五七の一一

口 指定の目的

自 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

六、一〇二八の五一、一〇三〇の一二から一〇三〇の一四まで、一〇三一の一から一〇三一の四まで、一〇三一の七、字カシナミ下ノ平一〇九三の二、一〇九三の二三から一〇九三の一五まで、一〇九三の二三、一〇九五の三から一〇九五の二八まで、一〇九五の三一、一〇九五の三四から一〇九五の三七まで、一〇九五の三九、一〇九五の四〇、一〇九五の四一、字カシナミ上平一〇九七、一〇九八の一から一〇九八の三まで、一〇九九、字クソキ谷一一五〇の一から一一五〇の三まで、一一五〇の一から一一五〇の二九まで、一一五〇の三四、一一五〇の三七、一一五〇の二から一一五〇の五まで、一一五一の一から一一五一の二五まで、一一五一の二七から一一五一の三五まで、一一五一の四五から一一五一の五二まで、一一五四の一から一一五四の五まで

で、字ヘンフ谷一三七五の三〇から一三七五の三二まで、一三七五の六七、一三七五の八一から一三七五の八三まで、一三七四の三、一三七四の四六、一三六七の三六、一三六七の三七から一三七五の七六まで、一三七五の八八、一三七五の八九、字大道一三六九の三五、一三六九の三六、一三六九の三七から一三六七の六七から一三六七の六九まで、字江ナミ谷一三四四の一六、一三四四の一七、一三四四の一九、二三四四の一〇、一三四四の一〇四、一三四四の一〇五、一三四四の一〇〇、一三四四の一一一、一三四四の一一四、一三四四の一四、一三三三の三一、一三三三の三四、一三三三の三五、一三三三の三一から一三三三の三五まで、一三一八の一六六、一三一八の一六七、一三一八の一九五、一三一八の一九六、一三一八の一〇三、一三一八の二〇七、一三一八の二〇八、字小坂谷一四二七の一から一四二七の一八まで、「一四二七の二三」、「一四二七の八九から一四二七の九五まで」、「一四二七の一二七、一四二七の一二八、一四二七の九六から一四二七の九八まで」、「一四二七の一〇一、一四二七の一一一、一四二七の一二五、一四五六の四から一四五六の二二まで」、「一四二七の二三」、「一四二七の二七、一七三の四八、一一七三の四九、一一七三の五三、一一七三の五七、一七三の五六、一一七三の四五、一一七三の五一、一一七三の五〇、一一七三の二一、一一七三の二〇、一一七三の二〇、一一七三の三九まで」、「字小山谷一八五の一四から一八五の一六まで」、「字ジヤ谷ヨリウエ山マデ一〇三八の一から一〇三八の一四まで」、「一〇三八

の一四、一〇三八の二五、字ワサザコミニ六次、一一五一、字若杉
一一五二の六から一一五一の一〇まで、一一五一の一二から一一五
の五まで一一五三、字長野山一一七三の一八、一一七三の一九、二
一七八、一一七三の三五、一一七三の三一、一一七三の三一、一一七
三の二九、一一七三の四二、一一七三の六〇、一一七三の六一、一一
七三の四七、一一七三の四六、一一七三の四四、一一七三の四一、一一
七三の四〇、一一七三の五五、字上へ山通り一一五七の一、一一五
七の四三、一一五七の四四、一一五七の一三、一一五七の四六、一一
五七の三一、一一五七の三七、一一五七の二八、一一五七の三〇、一
一五七の三三、一一五七的三四、一一五七的三一、一一五七的五
から一一五七的二二まで、一一五七的二四、一一五七的三三、一一五
七的三、一一五七的二、一一五七的四、一一五七的七、一一五七的
六、一一五七的五、一一五七的九、一一五七的一〇、一一五七的八、
一一五七的二一、一一五七的二二、一一五七的三五、字小山谷一一八
五の二一、一一八五的二九、一一八五的二八、一一八五的一から一一
八五的四まで、一一八五的二三から一一八五的二五まで、一一八五的
七から一一八五的二三まで、字ヒレジ折橋一一七七的五、一一七七的
一一八、一二七七的二二四、一二七七的二二九、一一七七的二三、二
二七七的二四、一一七七的二〇四から一一七七的二一〇まで、一一七
七的九五、一一七七的二〇〇、一一七七的二〇一、一一七七的九九、
一二七七的九六から一一七七的九八まで、一一七七的二六〇、一一七
七的九〇から一一七七的九四まで、一一七七的二八、一一七七的七
九、一二七七的四六、一二七七的七七、一一七七的七八、一一七七的

